

令和2年9月29日  
スポーツ振興課

北九州市立総合体育館における石綿粉じんのばく露に係る  
損害賠償請求事件に関する控訴の提起について

1 事件の概要

〇〇氏が肺癌により死亡した理由は、平成2年から17年までの15年間、総合体育館で機械設備管理の責任者として勤務し、業務を行う中で石綿粉じんに日常的にばく露したことが原因として、同氏の遺族が、3,465万円の損害賠償を求める裁判を福岡地方裁判所に起こしたもの。

原告：〇〇  
被告：北九州市、〇〇  
提訴：平成27年9月17日  
判決：令和2年9月16日

2 主な争点

- (1) 石綿ばく露作業への従事
- (2) 石綿粉じんばく露と死亡との因果関係
- (3) 市の責任の有無（設置・管理にかかる瑕疵、安全配慮義務違反）

3 主な控訴理由

- (1) 国の通達等に基づき、総合体育館の石綿に関する調査・対策を適切に行ってきたおり、施設の管理に問題はなかったと考えているが、本判決では国家賠償法に基づき、市の設置管理瑕疵が問われたこと。
- (2) 石綿のばく露が死亡につながった根拠が十分に示されていないまま、因果関係が認定されたこと。